

岡山市雇用施策との連携による
重度障害者等就労支援事業ガイドライン

令和8年6月

岡山市 保健福祉局 障害・生活福祉部
障害福祉課

目次

第1	岡山市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の概要	
1	事業の目的	P. 1
2	対象者要件	P. 1
3	支援の内容	P. 1
4	サービス提供事業者	P. 2
5	利用者負担額	P. 2
第2	重度障害者等就労支援事業の利用方法	
1	支給決定について	P. 3
2	重度障害者等就労支援の利用について	P. 3
第3	全体的な支援の流れ	
1	民間企業に雇用され、職場介助助成金を活用する者の場合	P. 4
2	民間企業に雇用され、通勤援助助成金を活用する者の場合	P. 5
3	自営業者等の場合	P. 6
第4	重度障害者就労支援事業補助金に係る請求について	
1	補助事業について	P. 6
2	補助金額	P. 7
3	補助金の請求について	P. 9

第1 岡山市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業の概要

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労の機会を拡大し、障害者の社会参加の促進を図る。

2 対象者要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 市内に住所を有すること（市が実施する障害福祉サービスの援護を受けている者であって、特に当該事業の利用が必要と認められる者を含む。）。
- (2) 重度訪問介護，同行援護，行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の支給決定を受けていること。
- (3) 民間企業に雇用される者又は自営業者等。

ア 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。）に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（1週間の所定の労働時間が10時間未満の場合であっても、当該年度末までに雇用する当該民間企業が1週間の所定の労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書により明らかになっており、かつ、市長が必要と認める場合も含む。）。※就労継続支援A型事業所の利用者は除く。

イ 自営業者等（所得税法第229条に基づき、税務署に個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等で、アの対象者及び国家公務員，地方公務員，国会議員，地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。）であって、当該自営等に従事（従事する時間が1週間のうち10時間以上）することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。

3 支援の内容

- (1) 民間企業に雇用される者

民間企業に雇用される者に対する通勤支援・職場等における支援（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金をどちらかを活用しても対象者の雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において認められた部分）。

【民間企業で雇用される者】	雇用助成金を活用	本事業で支援
通勤の支援	年度毎に3か月まで	年度毎に4か月目以降
職場等における業務の支援	○	×（助成金で対応）
職場等における業務外の介助	×（助成金の対象外）	○
支援計画書作成支援	—	○

※業務の支援—文書の朗読・作成，機器操作，入力作業，業務上の外出の付き添い等をいう。

※業務外の介助—喀痰吸引，姿勢の調整，安全確保のための見守り等をいう。

※支援計画書—重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、支援対象範囲を明確にするため、民間企業が主体となり、指定特定相談支援事業者の支援を受けて作成する計画書をいう。

(2) 自営業者等

自営業者等として、就労する場合、雇用助成金の対象とならないため、本事業単独での支援。

【自営業者等】	雇用助成金を活用	本事業で支援
通勤の支援	×（助成金の対象外）	○
職場等における <u>業務の支援</u>		
職場等における <u>業務外の介助</u>		
支援計画書作成支援		

※業務の支援—文書の朗読・作成，機器操作，入力作業，業務上の外出の付き添い等をいう。

※業務外の介助—喀痰吸引，姿勢の調整，安全確保のための見守り等をいう。

※支援計画書—重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、支援対象範囲を明確にするため、自営業者等が主体となり、指定特定相談支援事業者の支援を受けて作成する計画書をいう。

4 サービス提供事業者

サービスを提供（支援者を派遣）する事業者は、障害福祉サービスの重度訪問介護，同行援護又は行動援護の事業を行っている指定事業者で、岡山市地域生活支援事業の事業者登録があるもの。

支援計画書作成支援を行う事業者については、指定特定相談支援事業所で且つ、岡山市地域生活支援事業の事業者登録が必要。

5 利用者負担額

利用者負担額は、補助対象事業費の1割とする。ただし、負担上限月額を超える場合は、負担上限月額までとする。

また、本事業内での上限額管理は行うこととするが、他の障害福祉サービス等の月額調整は行わない（制度間での上限額管理や高額償還払いの対象とはならない。）。

なお、支援計画書作成支援費については、自己負担はなしとする。

対象	月額負担上限額
生活保護受給世帯	0円（利用者負担なし）
市民税非課税世帯	0円（利用者負担なし）
そのほか	9,300円

※世帯の範囲は、障害福祉サービスと同じ。

第2 重度障害者等就労支援事業の利用方法

1 支給決定について

(1) 相談・申請窓口

重度訪問介護等の支給決定を受けている各福祉事務所、支所、保健センター又は健康づくり課。

(2) 申請にあたって必要なもの

利用申請書、支援計画書、障害者手帳等、印鑑（署名の場合は不要）、重度訪問介護等の受給者証、介護保険被保険者証（所持者のみ）と身分確認書類。

(3) 支給量

月184時間（原則週40時間）を上限に支援計画書によって、必要と認められた部分（時間）について支給決定を行う。

(4) 支援計画書について

ア 民間企業に雇用される者

雇用主である企業が主体となり、関係者間（本人、相談支援専門員等）で支援計画を作成し、J E E D（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）に提出、確認を受けたものを岡山市に提出する。

イ 自営業者等

本人（相談支援専門員）が主体となって作成し、岡山市に提出する。

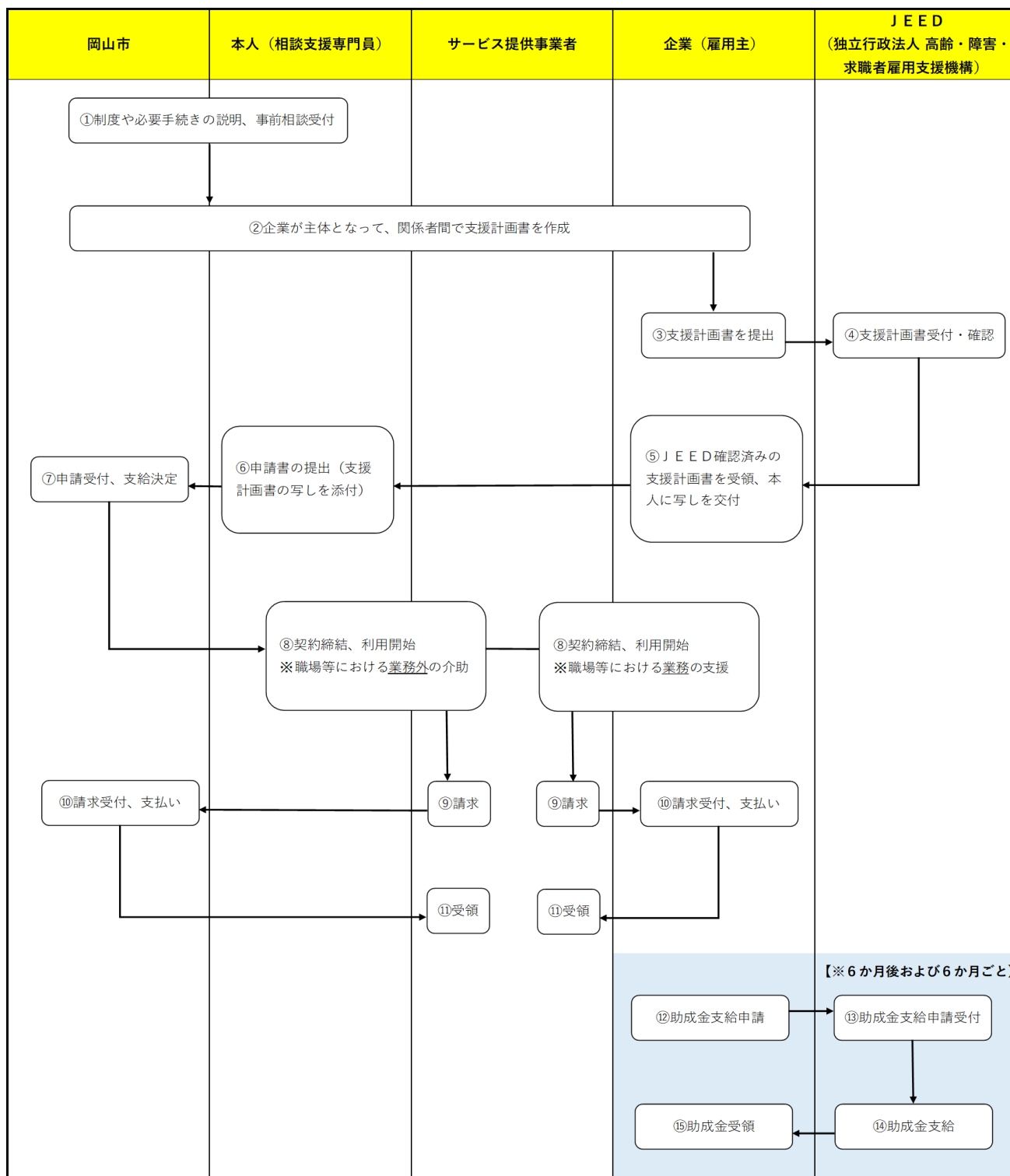
2 重度障害者等就労支援の利用について

支給決定を受けた後、事業者と契約を締結し、実際の支援を受ける。民間企業に雇用される者については、企業と事業者間だけでなく、本人と事業者間での契約も必要。

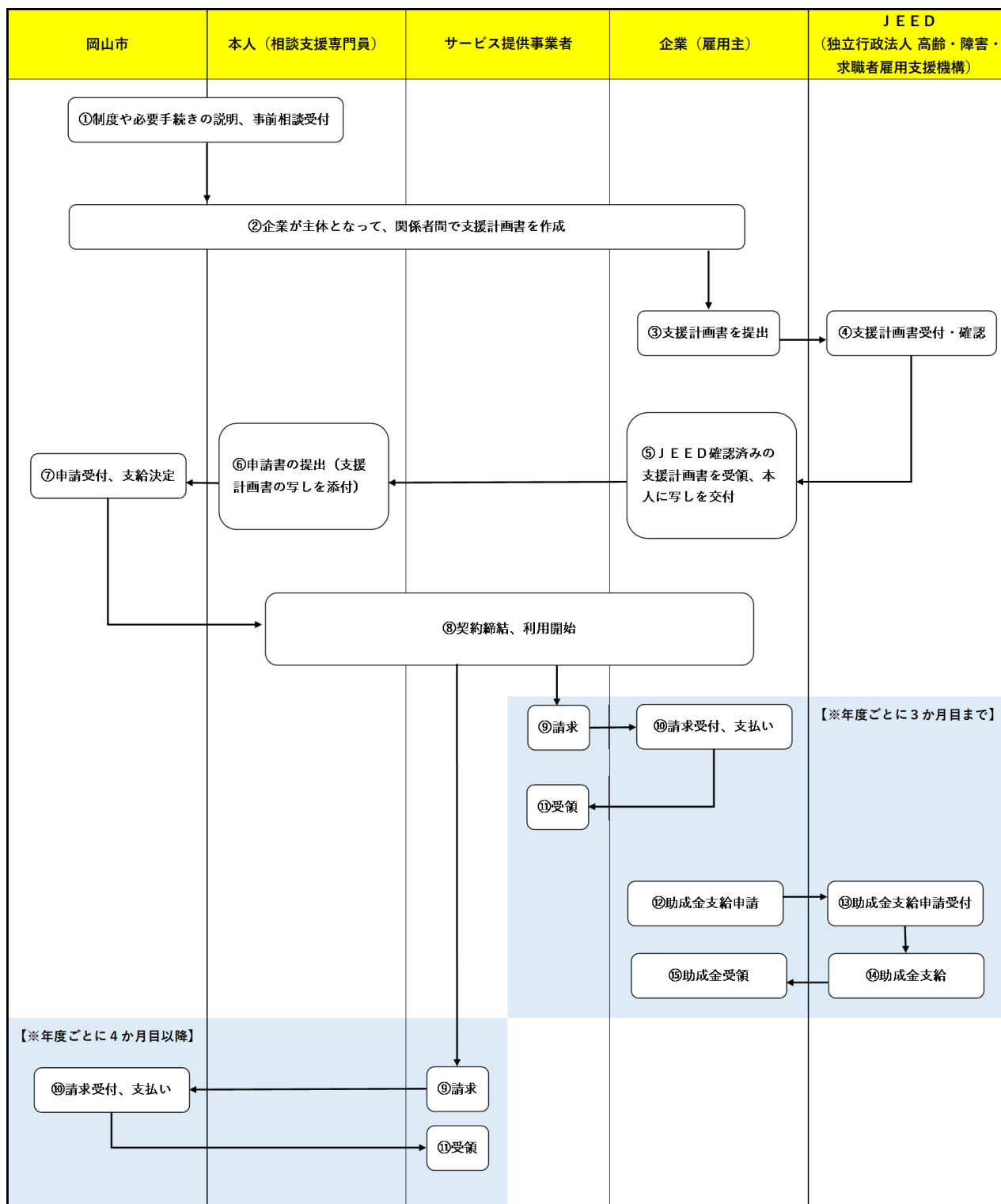
なお、支援計画書の作成にあたって、支援計画書の作成を依頼する相談支援事業者とも、別途契約が必要。

第3 全体的な支援の流れ

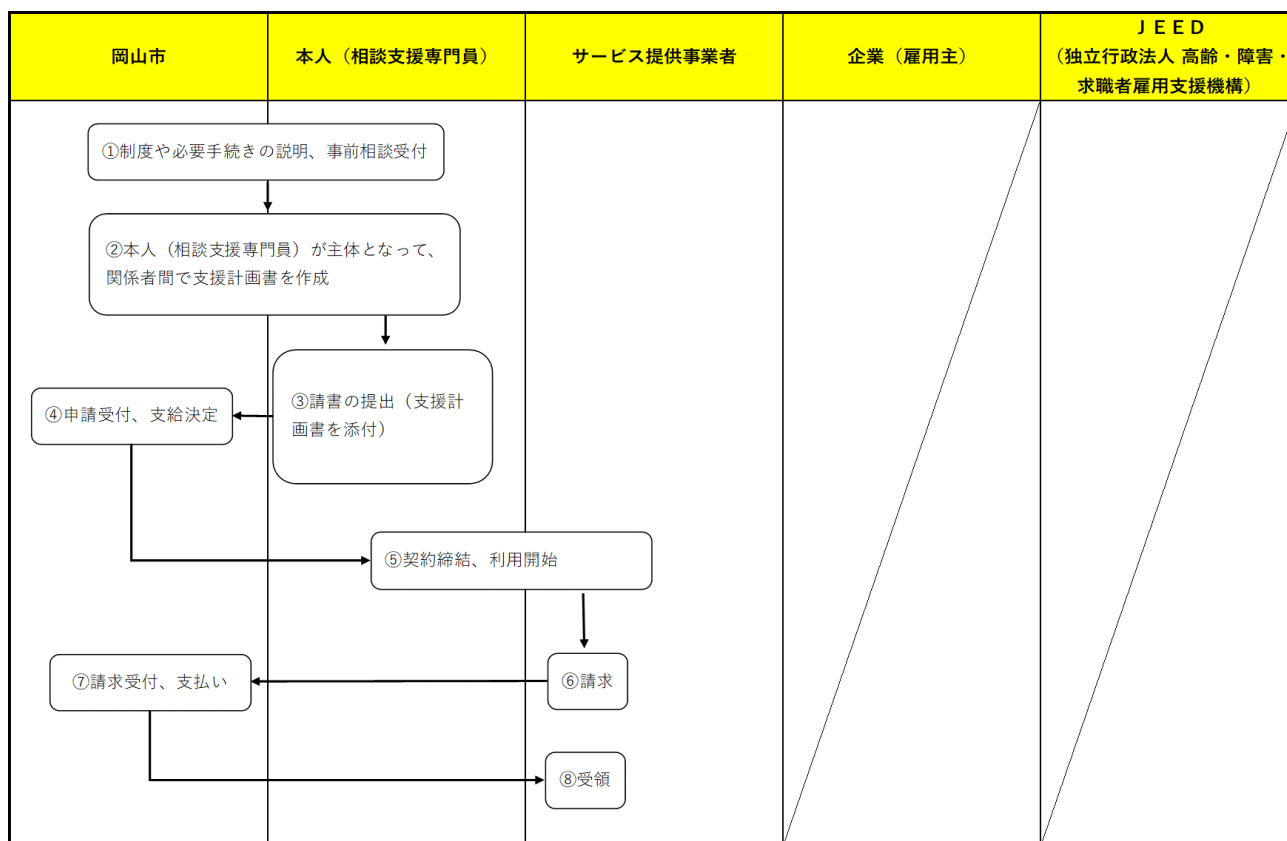
1 民間企業に雇用され、職場介助助成金を活用する者の場合



2 民間企業に雇用され、通勤援助助成金を活用する者の場合



3 自営業者等の場合



第4 重度障害者就労支援事業補助金に係る請求について

1 補助事業について

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支給決定を受けた重度障害者等に対し行われる次に掲げる事業。

- (1) 民間企業に雇用される者に対する通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）。
- (2) 自営業者等に対する通勤支援・職場等における支援の部分（時間）。
- (3) 支援計画書作成支援として、上記(1)(2)の支援対象範囲を明確にするため、相談支援専門員が支援計画書の作成支援。

2 補助金額

補助金額は、次に定める支援提供時間に応じた障害福祉サービスのサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する一単位の単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）から、利用者負担額を控除した額とする。

(1) 岡山市重度障害者等就労支援事業サービス単位表（重度訪問介護受給者）

基本部分		障害支援区分 6に該当する 者の場合	重度障害者等 包括支援の対 象となる支援 の度合いにあ る者の場合	2人の重度訪 問介護従業者 による場合	特定事業所加 算	特別地域加算	喀痰吸引等支 援体制加算	
(1) 1時間未満	186 単位	+8.5/100	+15/100	+200/100	特定事業所加算 (I) +20/100	+15/100	1人1日当 たり100単位を加 算	
(2) 1時間以上1時間30分未満	277 単位							
(3) 1時間30分以上2時間未満	369 単位							
(4) 2時間以上2時間30分未満	461 単位							
(5) 2時間30分以上3時間未満	553 単位							
(6) 3時間以上3時間30分未満	644 単位							
(7) 3時間30分以上4時間未満	736 単位							
(8) 4時間以上8時間未満	821 単位に30分増すごとに85単位を加算							
(9) 8時間以上12時間未満	1,505 単位に30分増すごとに85単位を加算							
(10) 12時間以上16時間未満	2,184 単位に30分増すごとに81単位を加算							
(11) 16時間以上20時間未満	2,834 単位に30分増すごとに86単位を加算							
(12) 20時間以上24時間未満	3,520 単位に30分増すごとに80単位を加算							
移動介護 加算	イ 1時間未満	(100単位を加算)						
	ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)						
	ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)						
	ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)						
	ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)						
	ヘ 3時間以上	(250単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）		(1回につき150単位を加算)						
福祉・介護 職員処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Iイ）	(1月につき +所定単位×372/1,000)						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Iロ）	(1月につき +所定単位×382/1,000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（IIイ）	(1月につき +所定単位×357/1,000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（IIロ）	(1月につき +所定単位×367/1,000)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（III）	(1月につき +所定単位×302/1,000)						
	ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）	(1月につき +所定単位×248/1,000)						
		所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計						

(2) 岡山市重度障害者等就労支援事業サービス単位表（同行援護受給者）

基本部分		2人の重度訪問介護従業者による場合	障害支援区分3に該当する者の場合	障害支援区分4以上に該当する者の場合	特定事業所加算	特別地域加算	喀痰吸引等支援体制加算
(1) 30分未満	191 単位	+200/100	+20/100	+40/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	+15/100	1人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上1時間未満	302 単位						
(3) 1時間以上1時間30分未満	436 単位						
(4) 1時間30分以上2時間未満	501 単位						
(5) 2時間以上2時間30分未満	566 単位						
(6) 2時間30分以上3時間未満	632 単位						
所要時間3時間以上の場合、697単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに66単位を加算した単位数							
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） （1回につき150単位を加算）							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Iイ) （1月につき +所定単位×446/1,000）	所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Iロ) （1月につき +所定単位×456/1,000）						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IIイ) （1月につき +所定単位×431/1,000）						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IIロ) （1月につき +所定単位×441/1,000）						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) （1月につき +所定単位×376/1,000）						
	ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) （1月につき +所定単位×302/1,000）						

(3) 岡山市重度障害者等就労支援事業サービス単位表 (行動援護受給者)

基本部分	2人の重度訪問介護従業者による場合	特定事業所加算	特別地域加算	喀痰吸引等支援体制加算
(1) 30分未満	288 単位	+200/100	+15/100	1人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上1時間未満	437 単位			
(3) 1時間以上1時間30分未満	619 単位			
(4) 1時間30分以上2時間未満	762 単位			
(5) 2時間以上2時間30分未満	905 単位			
(6) 2時間30分以上3時間未満	1,047 単位			
(7) 3時間以上3時間30分未満	1,191 単位			
(8) 3時間30分以上4時間未満	1,334 単位			
(9) 4時間以上4時間30分未満	1,479 単位			
(10) 4時間30分以上5時間未満	1,623 単位			
(11) 5時間以上5時間30分未満	1,764 単位			
(12) 5時間30分以上6時間未満	1,904 単位			
(13) 6時間以上6時間30分未満	2,046 単位			
(14) 6時間30分以上7時間未満	2,192 単位			
(15) 7時間以上7時間30分未満	2,340 単位			
(15) 7時間30分以上	2,485 単位	特定事業所加算 (I) +20/100		
		特定事業所加算 (II) +10/100		
		特定事業所加算 (III) +10/100		
		特定事業所加算 (IV) +5/100		

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)
(1回につき150単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Iイ) (1月につき +所定単位×411/1,000)	所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Iロ) (1月につき +所定単位×421/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IIイ) (1月につき +所定単位×396/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IIロ) (1月につき +所定単位×406/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×341/1,000)	
	ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +所定単位×277/1,000)	

(4) 支援計画書作成支援費 サービス利用支援費 (I) 1,572 単位

3 補助金の請求について

1か月間(毎月初日から末日まで)に提供した重度障害者等就労支援について、以下の書類を作成し、重度障害者等就労支援を実施した翌月10日までに、障害福祉課まで提出すること。障害福祉課で審査を行い、誤りがない請求については、書類が提出された翌月下旬(概ね27日前後)に支払いする。なお、書類に不備等がある場合は、この限りではない。

- (1) 岡山市地域生活支援事業補助金請求書(地域生活支援事業共通様式)
- (2) 岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書(地域生活支援事業共通様式)
- (3) 収支決算書(様式なし)
- (4) 岡山市重度障害者等就労支援事業補助金請求明細書(様式第1号)
- (5) 岡山市重度障害者等就労支援事業提供実績記録票(様式第2号)
- (6) 岡山市重度障害者等就労支援事業支援計画書作成支援費請求明細書(様式第3号)

岡山市地域生活支援事業補助金請求書

岡 山 市 長 様

請求金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳			年		月					
	請求補助事業名					明細書件数	金 額			
	合 計									

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号										
請求事業所	住 所 (所在地)									
	電話番号									
	名称									
	職・氏名									

岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書

岡 山 市 長 様

申請金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳			年		月		
	申請補助事業名					明細書件数	金 額
	合 計						

上記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及び岡山市雇用施策との連携による
 重度障害者等就労支援事業実施要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

年 月 日

事業所番号												
申請事業所	住 所 (所在地)											
	電話番号											
	名称											
	職・氏名	(署名又は記名押印)										

(様式第3号)

岡山市重度障害者等就労支援事業支援計画書作成支援費請求明細書

令和 年 月 日

(請 求 先)

殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	指定事業所番号																
	住所 (所在地)																
	電話番号																
	名称																
職・氏名																	

令和			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

請求金額			百万				千				円	区 分	件数	地域区分						
												計画相談支援			単位数単価					

項番	支給決定障害者等															請求額計算欄																								
	受給者証番号																	フリガナ		単位数	請求額																			
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
	受給者証番号																		フリガナ		単位数	請求額																		
	作成日	令和		年		月		日	氏名													円																		
																				小計																				円

		枚中			枚目
--	--	----	--	--	----